

MEDICA 2023


ジャパンパビリオン

出品案内書



申込締切：2023年6月16日（金）17時

お申し込みはお早めに

 締切前であっても、条件を満たす企業様のお申込が募集予定を一定程度上回った時点で募集を締め切らせていただくこともございます。本プログラムの参加は先着順ではなく、申込のSTEP2で提出頂く企業情報をもとに審査を行い決定します。お申込の段階で出品を確約できるものではない点、ご注意ください。STEP2の完了後、STEP3の原本郵送までお早めの申し込みをお願い致します。

はじめに

MEDICAは1969年よりドイツで開催されている世界最大の国際医療機器見本市です。「MEDICA 2022」では70カ国から5,000社以上の企業・団体が出展し、代理店や医療関係者ら計81,000人以上が来場し、現地でのリアルな情報交換の機会を利用しました。

ジェトロは日本の中小企業のニーズが高い医療分野において、世界各地への販路開拓等を支援する目的で、MEDICAにジャパンパビリオンを設置し、日本企業の出品支援を行います。ぜひ「MEDICA 2023」ジャパンパビリオンへの出品をご検討ください。

■ 見本市 概要

- ◆ 名称：MEDICA 2023
- ◆ 会期：2023年11月13日(月)～16日(木)
- ◆ 会場：デュッセルドルフ見本市会場(Dusseldorf Trade Fair Center)
- ◆ 主催：Messe Duesseldorf GmbH (日本窓口:メッセ・デュッセルドルフ・ジャパン)
- ◆ URL： 英語 <https://www.medica-tradefair.com/>
日本語 <https://medica.messe-dus.co.jp/>

■ ジャパンパビリオン 概要

- ◆ 主催： 日本貿易振興機構 (ジェトロ)
- ◆ 参加規模：180㎡ (予定)
- ◆ 規模： 26社程度 (1小間約6～6.4㎡) (予定)
- ◆ 募集分野：医療機器 (完成品)、医療消耗品、健康関連製品 等
 - ※1. プログラム医療機器(SaMD)をはじめとしたデジタルヘルス(※2)関連機器も積極的に募集します。
 - ※2. デジタルヘルスとは：SaMD、モバイルヘルス、健康情報技術、ウェアラブル機器、テレヘルスと遠隔医療、個別化医療 等のこと (参考：米国FDA)
- ◆ 対象者： 日本に本社を有する日本企業 (原則製造業)
 - ※1・ 出品物はお申込日本企業の自社製品であり、自社ブランドとして販売する物に限ります。 他社製品の出品はお受けできません。
 - ※2・ 本見本市では原則新品 (中古品でない) を対象にします。

ジャパンパビリオン参加のメリットとは？

● 信用と集客力

高い技術を有する日本企業が団体で出品するため、信用も高まり集客が期待できます。

● 割安な出品料

単独出品の場合、スペース料に加え装飾や広報など多くの予算が必要となります。ジャパンパビリオンでは、統一デザインによるブース装飾などを一括して行うため、出品費用が抑えられます。また中小企業は補助金等の活用により、さらに費用を抑えられます。

● 各種手続の安心サポート

出品申し込みから参加に至る手続きをジェトロがサポートします。初めて海外見本市に出品される方でも安心してご参加頂けます。

出品料金（不課税）

1小間あたり	中小企業料金	一般料金*
標準ブース	¥ 640,000	¥ 1,280,000

* 国庫補助金の支援を受け本見本市ジャパンパビリオンにお申込頂く方、および要件を満たす中小企業以外の方については、一般料金でお申込み下さい。

■ 出品料金に含まれる費用

- ◆ 展示スペース（1社あたり原則1小間、2~2.2m×3m≒最大6.4㎡を予定）
- ◆ ジェット口の統一デザインによる基本装飾（設営含む）
- ◆ 基本備品（予定）：鍵付き展示台、社名板、商談用テーブル、椅子、ごみ箱、基本照明、単相コンセント等
 - ※ブースレイアウト次第で備品の内容や個数に変更の可能性あり
- ◆ 一定量の電気代およびその工事費
- ◆ 主催者作成の公式ガイドブックへの登録費（基本情報のみ）
 - ※追加で詳細情報を掲載希望の場合は、追加経費を主催者へお支払いください。
- ◆ 主催者日本法人作成の日本企業出品リストへの掲載費用
 - ※ロゴ、英文、製品写真等（予定）
 - ※ロゴ点数、英文文字数、写真点数が無料分を超える分は追加料金が発生します。

<注意事項> **上記サービス内容は変更となる可能性があります。**
一部サービスをご利用にならない場合でも、出品料金に変更はありません。

■ 出品者様の自己負担となる費用

- ◆ 上記基本装飾以外のブース装飾、追加レンタル備品、追加電源にかかる経費
- ◆ 出品物にかかる輸送関連経費、保険料、関税および消費税等
- ◆ 出品者様の渡航費および宿泊費
- ◆ ブース用アテンダント・通訳スタッフに係る経費
- ◆ その他前項に定める以外の経費

※渡航および宿泊、出品物輸送、ブース用アシスタント・通訳スタッフは、各出品者様でご手配およびご負担をお願いします。

中小企業料金の適用条件

本事業における中小企業の定義・要件は、下記（１）および（２）の定義・要件を**ともに**満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。

（１）中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

* 法人格のない個人事業者も含みます。

** 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。

※詳細は中小企業庁WEBページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)にてご確認ください。

（２）経済産業省の定める要件

以下のいずれかを満たす法人を中小企業といたします。

- ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者ではないこと。
- ② 確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない中小・小規模事業者。

ただし、上記の条件に該当する企業であっても他の国庫補助金による支援を受けている場合は、中小企業料金の適用が出来ない場合もあります。必ず補助金の所管部署等へ確認の上、お申し込みください。



MEDICA 2022ジャパンパビリオンでの様子

各種割引

該当する企業は、以下の割引が受けられます。

■ ジェトロ・メンバーズ割引

ジェトロ・メンバーズの会員様には、会員特別割引（出品料を10%割引）を適用します（ただし、割引額は会員1口につき年会費70,000円（消費税は除く）を年間割引の上限とします。）その他海外ビジネスをご支援する各種関連サービスもございますので、入会されていない方はこの機会に是非入会をご検討ください。

◆ ジェトロ・メンバーズの詳細⇒ <https://www.jetro.go.jp/members/memberservice>

※出品料請求後にジェトロ・メンバーズに加入された場合は上記割引の対象外となりますので、ご注意ください。また、キャンセル料に本割引は適用できません。

■ 東京都海外展開支援

東京都は東京都の金融機関と連携した支援制度を設けています。東京都内に事業所があり、東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者様（個人事業者様含む）で、東京都中小企業制度融資の申込予定者でしたら、この制度のもとジェトロの有償サービスを1社あたり累計50万円まで無償で利用できるものです。

詳細は、以下の「東京都産業労働局」のウェブページをご覧ください。もしくはジェトロ東京（TEL: 03-3582-4953 E-Mail: knt-tokyo@jetro.go.jp）までお問い合わせください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/kaigaitenkai/>

※ジェトロ・メンバーズ割引と併用は不可となります。また、キャンセル料に本支援は利用できません。

キャンセル規定

お申し込み後のキャンセル規定は以下の通りです。

出品取消し受付日	キャンセル料
<p>採択通知受領後10日目以降 (例：7月5日採択通知受領の場合、7月15日以降キャンセル料がかかります。)</p>	<p>出品料の100%</p>

- ◆ メール等による審査結果の連絡を持って採択通知とします。7月以降を予定しています。
- ◆ キャンセル料については、各種割引を適用できません。
- ◆ 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェトロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

選考方法

ご提出頂く企業情報および出品物情報等を基にジェトロで審査を行い、出品者様を決定します。

ただし、応募が募集予定を一定程度上回った時点で募集を締め切りますので、お早めの申込をお勧めします。審査に際しては以下の「審査項目」を重視します。

とりわけ出品目的や商品の有望性、輸出体制等は分かりやすく、具体的に記載願います。

なお、審査結果の詳細については回答できかねますので予めご了承ください。

<必須条件>

- ◆ 見本市の出品分野に合致する製品・技術・サービスを有する日本の企業である。
- ◆ 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られている。
- ◆ 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的である。
- ◆ 会期中の全日程で出品する（会期中で撤収しない）。
- ◆ 会期中の全日程で商談担当者 1 名以上が常駐する。
※自治体等のとりまとめ団体による代理商談は認めません。
- ◆ 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がある。
- ◆ ジェトロが会期前、会期中および会期後に実施する各種アンケートに必ず協力する。

<審査項目>

- ◆ 中小企業基本法で定義される中小企業であること（原則、製造業）
※応募多数の場合、中小企業を優先する場合がございます。
- ◆ 海外展開に積極的に取り組む姿勢があり、明確な輸出方針がある。
- ◆ 出品物が医療・健康関連製品市場において高い訴求力があると考えられる。
- ◆ 現地で販売するにあたって必要な規格への適合や認証を取得している、または申請中。
- ◆ 英語による製品情報を用意しており、会場内では実機または代替物（サンプル、映像等）を使用した効果的な展示を予定している。
- ◆ 会期後も自らが主体的に輸出に関与できる。
- ◆ 本見本市では成約（見込み含む）の創出可能な企業の優先して採択とする。

注意事項 以下には重要な情報が記載されております。

- ご提出頂いた資料の内容について、ジェトロより電話等にてお話を伺う場合もございます。
- ジェトロに提出された書類の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市への出品をお断りします。
- 本見本市へ独自に出品される企業様については、ジャパンパビリオンへの重複出品は認められません。違反が認められた場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。

申込方法

〈STEP1〉オンライン申込

以下のイベントページより、お客様情報の登録後、お申込みをお願いします。入力完了後に「内容確認メール」が届きます。

※初めてご利用の方はユーザー登録が必要となります。

※お申込みが一定数に達した場合は、締切日前でも募集を締切らせていただきます。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0062754A>

〈STEP2〉企業・出品物情報の提出

STEP1の「内容確認メール」にも記載がある以下URLより、以下書類のアップロードをお願いします。これらの情報に基づき、出品審査を行いますので、不備のないようご入力ください。入力完了後に、「入力完了メール」が送付されます。

【書類提出用URL】 <https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/medica2023step2>

- 出品企画書
- 会社案内・製品概要（日・英）
- 出品申込書・承諾書のPDFデータ（押印済み）

※ 会社案内、製品概要（日・英）を電子媒体でお持ちでない場合、「STEP3 出品申込書・承諾書の原本を送付」の書類と一緒にご郵送ください。

〈STEP3〉出品申込書・承諾書の原本送付

ジェトロより上記内容確認の連絡を受領後、以下をご郵送ください。

- 押印済みの「出品申込書・承諾書」原本2部
- 会社案内、製品概要（日・英）←電子媒体をお持ちでない場合のみ

※「出品申込書・承諾書」の記載内容に変更がある場合は、ジェトロへご連絡ください。訂正する場合は、代表者の訂正印を押印のうえ、修正ください（修正液の使用不可）。

2023年6月16日（金）17時締切

〈宛先〉 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外展開支援部
販路開拓課 ヘルスケア産業班
担当：檜山・吉積・渡邊

団体申込の場合は？

代表団体（地方自治体、業界団体等）が複数企業（以下、傘下企業）を取りまとめて出品する場合は、ジェトロまでご相談ください。お申込み方法について、個別にご案内させていただきます。

申込方法

4. 審査結果の連絡、各書類・請求書送付

- ジェトロによる所定の審査により、採択企業の決定を行います。
- 審査結果（採択通知）については**7月上旬以降**にメール等にてご連絡を差し上げます。
- また出品企業に対しては後日、以下の書類を郵送します。
 - ジェトロ押印済みの「出品申込書・承諾書」（1部）
 - 請求書
 - 採択通知書

※場合によっては追加資料の提出や、ジェトロよりお電話でヒアリングさせて頂く場合がございます。

5. 出品料振込

- 請求書に記載している支払い期日までに出品料をお振込ください。
- お支払いが完了した時点でジェトロが出品を承諾することとします。
- 期日までにお支払いのない場合、出品申込みが取り消されたものとみなしますので、ご注意ください。

※振込に要する一切の手数料は出品者様のご負担になりますので、予めご了承下さい。

入金期日：2023年8月31日（木）まで（予定）

（採択通知受領後10日目以降のキャンセルには未入金であっても出品料の100%に相当する金額を頂戴します。P.5のキャンセル規定をご確認ください。）

6. 出品者説明会

- 出品者マニュアル配布やブース位置、注意事項などを案内する出品者説明会をWEB会議形式で開催する予定です（任意参加）。
- 日程等の詳細は、別途出品者様宛にメールでご案内いたしますが、**8月中下旬**の実施を予定しています。
- ※その他、主催者システムへの登録や、カタログ作成用データ提出（締切8月～9月頃予定）等、必要となる資料は随時ジェトロから依頼させていただきます。

7. MEDICA 2023

2023年11月13日（月）～16日（木）
ドイツ・デュッセルドルフ

注意事項 ※重要事項が記載されておりますので、必ずご確認ください。

1. お申込みが一定数に達した時点で、締切日前でも受付を終了させて頂くことがあります。
2. 出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面にてジェットロにご連絡願います。また、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によってはジェットロは応じられない場合がございますので、予めご了承ください。
3. 出品に係る規則は、本案内書および「海外見本市出品要綱」によるものとします。案内書記載内容と海外見本市出品要綱の内容が異なる場合は、本案内書を優先します。
4. ジェットロが出品者として適当であると承認することを要件とします。
5. **1社あたりの最小申込単位は1小間とします。1小間を複数社で共有することはできません。**
6. ブース位置は、審査結果、小間数、出品物、業種等を総合的に考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェットロが決定します。
7. 現地への出品物の輸送、見本市会場内の搬出入は全て出品者様の責任において実施願います。
8. ジェットロが成果把握等のために実施するアンケートや電話・メールによるフォローアップ調査には必ずご回答願います。ご協力頂けない場合、出品の取り消しや今後のご出品のお断りもあり得る点ご了解下さい。
9. 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある製品の出品については、出品者様の責任において事前に許可等を取得願います。
(経済産業省安全保障貿易管理：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>)
10. 「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」（以下）に同意をお願いします。
<https://www.jetro.go.jp/newsletter/far/2023/BIO2023/menseki.pdf>
11. 本見本市に国の補助金を用いて出品する場合、出品料は一般料金となります。
12. 出品料の振込みに要する一切の手数料は出品申込者様のご負担となります。
13. 出品料未納による出品はできません。必ず支払い期日までにお支払いください。なお、支払額が請求額を下回り所定の期日までには差額の支払がない場合も、出品申込者事由による出品申込の取消とみなします。
14. 自社小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
15. 現地治安情勢等により、ジェットロの判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。
16. ジェットロでは、展示物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて自己の責任及び経費負担の下、事前に保護対策を行って下さい。
17. ジェットロの責任に帰すことのできない事由による出品者様と商談相手のトラブルについては、一切責任を負いません。
18. **搬入～会期～搬出の全行程を通し、各社様最低1名のご参加をお願いします。見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。特に、会期中は常時どなたかを自社小間に配置してください。**
19. 本見本市の実施についてプレスリリースを行い企業情報、出品物の情報が公開される場合がございます。予めご了承ください。

(次ページへ続きます。)

20. 展示装飾、今後の準備の詳細については、出品者説明会等にて別途ご案内します。
21. 小間の装飾および施工はジェットロ指定業者が、出品物の展示・陳列は出品者様が行いますが、出品物の展示方法については、見本市主催者の規定もしくはジェットロの指示に基づき修正いただく場合があります。
22. 出品者様には、ジェットロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条で定義する反社会的勢力に該当せずかつそれらと関係を有しないことを確約いただきます。該当することが判明した場合、ジェットロは当該出品者様の本見本市への出品を取り消し、本件に関しお支払いいただいた参加費および費用の返金、賠償はいたしません。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf
23. 本「出品案内書」に記載の事項は海外現地事情により常に変更の可能性がある点、ご了承ください。

注意事項(新型コロナウイルス感染症による影響について)

- ・ 本事業は、出品者様の健康・安全の確保について確認がとれた状況下での見本市参加を前提としています。現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェットロの判断により中止又は延期となる場合やその他の事由により参加できなくなる可能性がありますので予めご承知おきください。
- ・ 本見本市が中止若しくは延期となった場合、又は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として開催地への入国や本見本市への入場に関し、ワクチン接種等の新たな義務や条件が追加された場合等、出品者様の責めに帰することのできない事由により参加できなくなった場合においても、本見本市への参加のために出品者様が支出した費用や本見本市の中止又は延期やその他の事由により不参加となったことに起因、関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません。）については、ジェットロはこれを負担しません。ジェットロが出品者様から受領した出品料に限り、ジェットロの判断により返金する場合があります。
- ・ 2022年6月11日以降、日本を含む第三国に対する新型コロナウイルス関連の全ての入国制限が暫定的に解除されました。これにより、今まで必要であった証明書提示義務(ワクチン接種証明書、陰性証明書、回復証明書のいずれかの提示)及び入国理由を証明する疎明資料の提示は不要となり、日本からドイツへの渡航は旅行目的を問わず(観光、知人等の訪問を含む)認められます。その他、入国制限等に関する情報は以下の在ドイツ日本国領事館HPをご確認ください。

【在ドイツ日本国総領事館HP】 https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- ・ 出品者様は、本見本市において感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者は本見本市に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者が本見本市に参加したことが判明した場合には、直ちにジェットロに報告し、その指示に従っていただきます。
- ・ 上記については、それぞれ、その後も現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

出品申込先・お問い合わせ先



日本貿易振興機構（ジェットロ）
 海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班
 担当者：檜山祐貴、吉積、渡邊
 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
 E-mail : healthcare@jetro.go.jp
 ※お問い合わせは上記宛てにメールにてお願い致します。

参考情報

■ JETRO JAPAN STREET ■

「JAPAN STREET」とは、ジェトロ独自のオンラインカタログサイトです。海外の有力バイヤーとの取引機会を増やすことを目的として通年登録を募集しています。限られたバイヤーのみが閲覧できるサイトでご登録いただければジェトロが招待した海外の有力海外バイヤーの目に留まるチャンスがあります。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけでジェトロが常時海外バイヤーに商品を案内します。

登録お申込み掲載は無料です！

この機会に以下をご確認のうえ、是非ともご登録下さい。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

*登録手続きにつきましては医療機器・ヘルスケア関連分野は「食品・日用品・化粧品・サービス等の分野」よりお申込みください。

【ご参考：2分で分かるJapan Street 紹介動画】

<https://www.youtube.com/watch?v=8kUMrwZ1gbM>

「JETRO JAPAN STREET」に関するお問い合わせ先

<ジェトロプラットフォームビジネス課 Japan Street事務局>

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry

ご不明点は上記Japan Street事務局お問合せフォームからのみお問合せを受け付けておりますのでご注意ください。

■ 新規輸出1万者支援プログラム ■ ! NEW !

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリングを通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業様も対象になります。

「新規輸出1万社支援プログラム」に関するお問い合わせ先

<新規輸出1万者支援事務局>

お問合せフォーム：https://www.jetro.go.jp/form5/pub/cse/1man-kigyou_toi

TEL：03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

受付時間：平日9時～12時/13時～17時(土日、祝祭日、年末年始除く)